

AOSSG 年次総会報告

1. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。

2023年11月21日及び22日の2日間、第15回AOSSG年次総会が開催された。本年度はオーストラリアのブリスベンにおいて対面形式で開催された。2021年より議長国を務めていたスリランカの任期満了により、今回の年次総会において副議長国を務めていたパキスタンが議長国に就任し、オーストラリアが副議長国に就任することが述べられた（議長国及び副議長国の任期は2年。副議長国が次の議長国になることになっている。）。年次総会には、AOSSGに加盟する法域のうち19の法域¹から約90名が参加したほか、国際会計基準審議会（IASB）からAndreas Barckow議長及び鈴木理加理事ほか参加し、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）から小森博司理事ほか参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、川西委員長、山口常勤委員及び筆者が参加した。

¹ 今回の年次総会には、AOSSGに加盟する法域のうち、パキスタン（議長国）、オーストラリア（副議長国）、日本、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、ベトナムの19の法域が参加した。

2. AOSSG 年次総会の概要

第15回年次総会の主な議題は、次のとおりであった。

	議 題	担 当
2023年11月21日		
1	議長、前議長及び主催国による挨拶	パキスタン、スリランカ、オーストラリア
2	IASB議長の挨拶	IASB (Andreas Barckow氏)
3	IASBの動向 (IASB議長及びIASBメンバーとの質疑応答)	IASB (Andreas Barckow氏、鈴木理加氏)
4	サービス・パフォーマンス報告 — プロジェクトの概要	オーストラリア
5	キャッシュ・フロー計算書	中国
6	IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー	スリランカ (モデレーター)、オーストラリア、韓国、インド
7	重要性判断の適用 — ニュージーランド及びマレーシアの研究結果	ニュージーランド、マレーシア、オーストラリア
8	新たな報告の課題に対応するためのガバナンスの見直し	オーストラリア
9	イスラム金融機関の財務諸表のレビュー	マレーシア
10	ISSBの動向及びIFRS財団の導入ガイド (Adoption Guide)	ISSB (小森博司氏、Samuel Prestidge氏)
2023年11月22日		
11	財務諸表における不確実性	オーストラリア
12	継続企業の開示：ニュージーランドにおける新たな開示要求からの学び	ニュージーランド
13	IFRS第17号「保険契約」の導入	韓国
14	暗号資産	オーストラリア
15	パキスタンにおけるサステナビリティ報告 — 現在の状況、課題及び今後の進め方	パキスタン
16	ネパールにおける基準開発及び導入の動向	ネパール
17	総括・挨拶等	IASB、ISSB、パキスタン、オーストラリア

以下、本稿において主な議題に関する議論の概要を報告する。なお、文中の筆者の意見にわたる部分は各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではない。

(1) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー

オーストラリア、韓国、インドの会計基準設定主体の代表者より、IASB が 2023 年 6 月 29 日に公表した情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』（以下「IFRS 第 15 号」という。）の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）に関連して、各法域において識別された論点やコメント・レターの概要について紹介された。各法域において識別された主な論点は次のとおりである。

- ① 本人なのか代理人なのかの検討
- ② 取引価格の算定
- ③ 契約における履行義務の識別
- ④ 収益をいつ認識すべきかの決定
- ⑤ ライセンス供与
- ⑥ IFRS 第 15 号と他の IFRS 会計基準書との適用
- ⑦ Topic 606 とのコンバージェンス

その後の質疑応答では、各法域において優先順位が高いと考えられる論点を中心に議論が行われた。また、参加した IASB メンバーからは、本情報要請に対するコメントを IASB スタッフが分析している段階であり、IASB スタッフによる分析結果を踏まえて今後議論する予定であることが強調された。

(2) ISSB の動向及び IFRS 財団の導入ガイド（Adoption Guide）

ISSB の小森博司理事及び Samuel Prestidge 氏より、次の項目を含む ISSB の活動状況のアップデートが報告され、また IFRS 財団の導入ガイドについて紹介された。

- ① ISSB の活動状況のアップデートに関して
 - (a) これまでの経緯
 - (b) 投資家の重要性評価及び気候関連開示に関する ISSB 基準と欧州基準（ESRS）の整合性

- (c) IFRS S1 号及び IFRS S2 号（以下「IFRS S1 号等」という。）の導入支援
- (d) ISSB の作業計画
- (e) アジェンダ協議における予備的な共通テーマ

② IFRS 財団の導入ガイドに関して

- (a) 導入ガイドの目的
- (b) IFRS S1 号等の導入に向けた道のり
- (c) 適用を支援する 4 本柱の戦略
- (d) IFRS S1 号等の経過的な救済措置
- (e) IFRS S2 号を IFRS S1 号とあわせて適用する必要性
- (f) スケーラビリティと法域レベルでの段階的な導入

(3) 財務諸表における不確実性

オーストラリアの会計基準設定主体の代表者より、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場する上位の企業を対象とした財務諸表における気候関連リスクに関連する開示についての調査結果及び作成者からのフィードバックの概要が発表され、議論が行われた。

(4) 暗号資産

オーストラリアの会計基準設定主体の代表者より、当該基準設定主体が 2023 年 9 月に公表した暗号資産に関する研究報告について発表された。当該研究報告は、財務諸表作成者、利用者団体及び監査人等へのアウトリーチを踏まえたものであり、暗号資産の広がりや暗号資産に関する会計処理や報告について識別された課題について検討しているものである。本会議では、当該研究報告の概要及び暗号資産の会計処理等に関して識別された主な課題が発表され、議論が行われた。

(5) 総括・挨拶等

会議の総括として、IASB の Andreas Barckow 議長及び鈴木理加理事、ISSB の小森博司理事より感謝の意が述べられた。

また、AOSSG 議長国となったパキスタンの代表者から、2024 年の AOSSG 第 16 回年次総会はパキスタンで開催予定である旨が述べられた。

最後に AOSSG 議長より、AOSSG メンバー間での継続的な対話と、IASB 及び ISSB の代表者に対して本会議への積極的な参加に対する感謝の意とともに、パキスタンで再会できることを楽しみにしている旨の挨拶があり、閉会となった。

以 上